

令和5年度大学教育再生戦略推進費

「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」Q&A

1. 申請について

Q1-1 どのような学校が申請できるのか。

A 国公立大学のうち薬学部薬学科（6年制課程）を置く大学です。申請者（代表校の学長）から文部科学大臣宛に申請を行ってください。

Q1-2 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

Q1-3 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q1-4 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q1-5 他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本プログラムへの申請が制限されることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本プログラムとして経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請してください。

Q1-6 過去に「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム（大学改革推進等補助金等）」で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本プログラムの趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな体制を構築する事業であれば申請可能です。

Q1-7 申請を行うに当たり、連携大学がある場合、申請書の提出は、どこの大学が行えば良いのか。

A 申請書は薬学部薬学科（6年制課程）を置く申請担当大学が連携大学（薬学部薬学科（6年制課程））を含む全大学分をとりまとめて作成してください。なお、様式3、様式5及び調査票は大学ごとに作成の上、申請担当大学がまとめて提出してください。

Q1-8 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

A 自治体、NPO等の関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上、各大学において責任を持って作成してください。

Q1-9 申請書はカラー・モノクロどちらがよいか。

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるようご留意願います。

Q1-10 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。（横幅は変えないでください。）

Q1-11 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

A 参考となるデータや図表は、ポンチ絵に挿入してください。なお、指定外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q1-12 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

2. 申請資格・申請要件について

Q2-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

A 全ての要件について、令和7年3月（事業2年目の年度末）までに達成する必要があります。

Q2-2 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

A 申請要件の達成状況は厳格に確認します。令和7年3月までに達成されない場合は、以後の補助金について減額又は取消を行うとともに、大学名を公表することがあります。

Q2-3 申請に当たって、申請担当大学（代表校）及び連携大学の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。

A 代表校及び全ての連携大学が申請資格と申請要件を満たすことが必要です。

Q2-4 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和4年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q2-5 本プログラムにおける申請資格及び申請要件は、本プログラム以外の他の再推費の令和5年度新規事業にも同様に適用されるのか。

A 大学教育再生戦略推進費（以下、再推費という。）の申請に当たっては、教育改革を推進するために必要な教育体制・組織運営の水準を確保する観点から、申請資格及び申請要件を設定しています。そのため、原則として、本プログラムにおける申請資格や申請要件は、他の再推費の令和5年度新規事業にも同様に適用されます。

なお、各事業の詳細については、公表後の各事業の公募要領を御確認ください。

3. 事業要件について

Q3-1 本事業において、必須の養成対象となる職種はなにか。

A 養成職種は薬剤師（薬学部生）となります。

Q3-2 本事業において養成すべき人材はどのようなものか。

A 本事業では、地域枠の学生を中心に、各大学の所在する地域で必要とされる診療科等で活躍できる能力を身に付けさせる教育を行い、結果として地域に定着させることを事業の中心に据えております。それにより、各地域で必要とされる診療科等で活躍する医師の養成を想定しています。

Q3-3 いつまでに教育プログラム・コースを開始する必要があるのか。

A 本事業により設置される地域医療を中心とした特別の教育プログラム・コースは、原則、令和6年度までには開始してください。また、学生の獲得に向けたスケジュールについては、令和5年度からの事業開始にふさわしいものとして設定した上で、申請時に明確に示してください。なお、代表校には、本プログラムによる教育プログラム・コースを置くことが必須となります。

Q3-4 「新たな教育プログラム・コースを構築する」とあるが、既の実施している教育プログラム・コースを改編する場合は対象となるのか。

A 既の実施している教育プログラム・コースを大幅に発展的改編又は拡充させる場合は、本プログラムの対象となります。

Q3-5 事業実施に当たり、複数大学の連携は必須なのか。

A 各大学に開設される教育プログラムは個別の大学で完結することは可能ですが、各大学が有する優れた特徴を持ち寄ることで、幅広いエリアの薬剤師需要に効率的に対応できる体制を構築できることから、各分野に強みをもつ複数の大学の連携を必須としています。

Q3-6 連携大学の数に上限はあるのか。

A 特段の上限はありませんが、連携の必要性、重要性や利点を明確にするなど、実質的な連携であることが必要です。予算規模や連携の必要性・役割分担等を考慮して、本プログラムの趣旨に照らして最も効果的な連携体制を計画してください。また、連携に当たっては、他大学や他地域への波及も考慮し、国公私立を通じた連携を積極的に御検討ください。

Q3-7 連携大学に薬学部薬学科（6年制課程）を持たない大学等が参画することは可能か。

A 分担金の配分を可とする連携大学には薬学部薬学科（6年制課程）を持つ大学のみを可能としますが、薬学部薬学科を持たない大学との連携関係の構築を妨げるものではありません。ただし、本プログラムの趣旨を踏まえた人材を養成するための教育プログラム・コースが構築されるよう（薬学部生に対する教育プログラムとの関わりが薄いプログラムとにならないよう）、適切な連携体制を計画してください。

Q3-9 都道府県、医療機関等との連携は必須か。

A 地域における医療ニーズを踏まえた薬剤師の養成を行う事業であるため、都道府県、医療機関等との連携は必須としています。教育プログラム・コースにおける地域医療に係る実習等の地域医療機関との構築に当たり、大学の所在する都道府県（薬剤師の確保が課題となっており薬学部が設置されていない都道府県との連携も含む）のネットワークや知見等を活用

することで、事業の継続と発展につなげるための連携・支援体制を構築いただくことを期待しております。

Q3-10 外国の大学や他機関（大学以外）との共同事業とすることは可能か。また、これらの機関等に補助金（分担金）を配分することは可能か。

A 外国の大学や他機関（大学以外）と共同申請することはできませんが、例えば、教育プログラム・コースの開発に当たり、協力機関として当該大学・機関が携わることは可能です。その際、それら協力機関には補助金（分担金）の配分はできません。

4. 補助期間・事業規模について

Q4-1 事業全体の補助期間は決まっているのか。

A 補助期間は、最大3年間を予定しています。（ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。）

Q4-2 公募要領に記載の補助金基準額は、補助期間を通じて措置されるのか。

A 次年度以降の本プログラム全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなります。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。

Q4-3 補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。

A 補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。

Q4-4 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

A 補助事業予定額が、補助金基準額を上回る場合は、補助金申請予定額欄に記載する金額は補助金基準額と同額とし、それを超えた部分の金額を自己負担予定額欄に記載してください。補助事業予定額が補助金基準額以内である場合は、補助事業予定額と補助金申請予定額は同額とし、自己負担予定額欄に「0」と記載してください。

Q4-5 申請に当たり、補助金基準額上限まで計上しなければならないのか。

A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また、人件費を積算する場合は、雇用可能性を十分に検討してください。

Q4-6 補助金基準額に対して、基準上限まで計上している事業と基準に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。

A ありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

Q4-7 補助金はどこの大学に交付されるのか。

A 補助金は申請担当大学（代表校）に交付します。連携大学へは、交付申請書に基づき、代表校が分担金を配分してください。

5. 経費について

Q5-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 補助事業の開始（補助金交付内定）は令和5年7月頃を予定しています。申請書には、令和5年7月以降に必要となる経費を計上してください。

Q5-2 選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。

A 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

Q5-3 補助金交付（内定）額は、どのように算定されるのか。

A 補助金の配分は、選定委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q5-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q5-5 「別添3：経費の使途可能範囲」でシンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意することとあるが、この費目が指摘される理由は何か。

A シンポジウムのための費用、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業の成果等を公表・普及することが目的の経費です。よって、限られた予算を有効に活用するため、このような記載としています。よって、これと同趣旨の支出（複数のホームページの作成、同じ趣旨のパンフレットを複数大学で作成する等）も認められません。

Q5-6 「8. 補助金の交付等」で、補助金の充当が適切と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適切と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本プログラムに申請した事業の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。学内規程等によらず、本プログラムに関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q5-7 事業責任者について、人件費を支出することは可能か。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

Q5-8 学生へ旅費を支給することは可能か。

A 本プログラムの補助対象経費となる旅費は、学生には使用できません。ただし交通費（実費）についてはバスの借上げなどにより、学内規程に沿って支出することは可能です。なお、規程の新設・拡大解釈等により、取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできません。

Q5-9 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本プログラムで雇用した教員は、本プログラムに専念していただく必要があります。

Q5-10 指導者（指導薬剤師等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本プログラムを実施するに当たり、例えば、本プログラムの取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、又は、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している学会・講習会等に対する支出は対象外となります。

Q5-11 会議や講習会等に係る飲食代を支出する際に注意すべき点はあるか。

A 外部者（代表校と連携大学の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であるため、一般参加者や学生、研修医、受講生への提供、また、代表校と連携大学の教職員のみが出席する会議等への提供にかかる支出は認められません。さらに、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食は認められません。

Q5-12 地域の高校生や中学生等に地域医療の魅力を伝えるなど、大学外での活動に係る経費を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本事業の一環として行うものであって、例えば、地域の高校生等に対して地域医療の重要性や、大学での地域医療に係る教育への取組を伝えるための活動等が考えられます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している活動に対する支出は対象外となります。

Q5-13 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。

- 学内の規程等に基づいていないもの（本プログラムのみ特別な扱いをすることは認められません）
- テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入
- 観光や保養目的と誤解されかねない場所（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような場所にある観光地、温泉地等）での会議等の開催
- 宿泊の必要のない教職員、学生（会議等の開催地に居住している者等）の

宿泊

- セミナー等における必要最低限とは言えないような過剰な支出や費用対効果の低いものに対する支出（楽器演奏、参加者への消耗品の配付等）
- 申請した事業とは直接関係のないセミナー、研究発表会等（本プログラム開始前から定例的に開催・参加しているもの等）に要する経費
- パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入
- 本プログラムと関係のない他の用途への使用も兼ねた物品（本プログラム専用でない物品）の購入

6. 審査方法・基準等について

Q6-1 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行います。なお、書面審査の結果を踏まえ、面接審査を実施することがあります。

Q6-2 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

A 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追って御連絡いたします。

7. その他

Q7-1 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 申請締切り後、速やかに申請大学・事業名等を申請状況としてホームページ等で公表します。また、選定後も選定された事業について、選定大学の申請書等を公表する予定です。

Q7-2 事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

A 今後、委員会等で審議・決定し、追って御連絡する予定です。

Q7-3 新型コロナウイルス感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。

A 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。

《問合せ先》

文部科学省高等教育局医学教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2（中央合同庁舎 7 号館東館 14 階）

電話：03-5253-4111（内線 3326）

E-mail：igaku@mext.go.jp